

避難所運営マニュアル  
(感染症等対策編)

令和 2年11月策定

高根沢町

# 目次

## 第1部 一般避難所の運営

### 第1章 総則

1 マニュアルの目的	1
2 マニュアルの基本方針	1
3 マニュアルの構成	2
(1) このマニュアルの位置づけ	2
(2) 用語の定義	2

### 第2章 実施すべき業務

1 初動期	3
2-1-1 避難所担当職員、施設管理者、避難所リーダーの健康チェック	3
2-1-2 感染予防資材の確保	3
2-1-3 避難所の開設準備	4
2-1-4 感染症の症状がある避難者のための個室等の確保	4
2-1-5 避難スペースの確保	5
2-1-6 避難者の受入・健康チェック	5
2-1-7 症状がある者等が避難してきた場合の対応	7
2-1-8 避難者の感染予防対策の周知・徹底	8
2-1-9 避難者の感染予防対策の実施	8
2-1-10 自宅療養者等が避難してきた場合	9
2 展開期～安定期	10
2-2-1 避難所担当職員、施設管理者、避難所リーダーの健康チェック	10
2-2-2 避難所内の感染予防対策の実施	10
2-2-3 避難者の状況把握、健康管理の実施	10
2-2-4 避難者に症状が出た場合の対応	11
2-2-5 避難スペースの見直し	12
2-2-6 ボランティア等の受入、対応	12
2-2-7 災害対策本部への報告	12
2-2-8 退所者への対応	13
3 撤収期	14
2-3-1 避難所の閉鎖の準備	14
2-3-2 避難所の清掃・消毒の実施	14
2-3-3 施設管理者、避難所担当職員の健康観察	14
2-3-4 避難者名簿、健康チェックシートの管理	14

## 第2部 感染症等対策専用避難所の運営

### 第1章 総則

#### 1 マニュアルの目的

### 第2章 実施すべき業務

3-1-(1)	人材の確保	15
3-1-(2)	避難スペースの確保	15
3-1-(3)	換気の実施	16
3-1-(4)	衛生環境の確保	16
3-1-(5)	感染が疑われる避難者の対応	16
3-1-(6)	避難者が感染症を発症した場合の対応	16
3-1-(7)	消毒及び除染作業	17

# 第1部 一般避難所の運営

## 第1章 総則

### 1 マニュアルの目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生により、日本のどの地域でも、感染の拡大や医療崩壊を食い止めるため、三密（密閉・密集・密接）の回避と、マスクの着用や手洗いが励行されています。

避難所は、飛沫感染・接触感染が非常に起こりやすい環境であり、新型コロナウイルスの感染が続いている状況下で、従来どおりの方法で避難所を開設・運営すると、避難所内で集団感染やクラスターの発生を招くおそれがあります。

このマニュアルは、避難所での感染症防止対策を示すとともに、いつ、誰が、何を、どのように行うべきかを理解することにより、新型コロナウイルスの感染リスクが低減された避難所の運営を目的としています。

なお、このマニュアルは、新型コロナウイルスの新たな知見等を踏まえて、より実効性のあるマニュアルとなるよう随時見直します。

### 2 マニュアルの基本方針

**避難所では、避難者自身が基本的な感染予防対策を徹底するとともに、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を行います。**

- ① 避難者は、こまめな手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を徹底します。
- ② 避難所では、常時窓を開放するなど換気を行うとともに、世帯ごとの避難スペース及び間隔を十分に確保し、三密（密閉・密集・密接）を回避します。
- ③ 避難所では、避難者を中心に関係者が協力して、定期的に清掃を行い、トイレや手洗い場等の共有スペース、ドアノブや手すり等のよく触れる場所の消毒を行います。
- ④ 発熱や咳などの症状がある避難者に対しては、個別スペースや部屋を確保し、他の避難者との接触を可能な限り減らします。

- ⑤ 避難者名簿の登録時に、避難者の体温測定と健康チェックを行います。また、避難中も定期的に体温測定と健康チェックを行い、避難者の健康管理を行います。
- ⑥ 避難所で新型コロナウイルスなどの感染症が発生した場合に備えて、避難者名簿や避難者の入退出の管理を確実にします。
- ⑦ 感染症は誰もがかかる可能性があります。発熱や咳などの症状がある避難者への偏見や差別を生まないよう配慮します。

### **3 マニュアルの構成**

#### **(1) マニュアルの位置づけ**

このマニュアルは、「高根沢町避難所運営マニュアル」に付随するものとして、避難所運営の中で、新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐために必要な注意点や業務を定めています。

よって、このマニュアルを使用する人（組織）は、高根沢町避難所運営マニュアルを参考としてください。

#### **(2) 用語の定義**

##### **① 新型コロナウイルス感染症**

2019年12月以降に世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症（COVID-19）をいう。

また、新型コロナウイルス感染症の患者とは、医師により新型コロナウイルス感染症と診断された者をいう。

## 第2章 実施すべき業務

### 1 初動期

#### 2-1-1) 避難所担当職員、施設管理者、避難所リーダーの健康チェック

避難所担当職員、施設管理者、避難所リーダーが感染していた場合、多くの避難者に感染を広げてしまう可能性があります。必ず参集前に体温測定を行い、発熱、咳やくしゃみ、のどの痛み及び呼吸苦などの症状がある場合は、人員を交代し、代替りの人に業務をお願いします。避難所に参集した各員は、このマニュアルを必ず参照して次の業務を行います。

#### 2-1-2) 感染予防資材の確保

避難所で使用する感染予防資材を避難所で確保します。

〈感染予防資材の例〉

避難所における感染防止対策として必要な主な資機材	
避難者用	マスク、アルコール手指消毒液、体温計 除菌用アルコールティッシュ、ハンドソープ
受付用	非接触型体温計、フェイスシールド、ビニールシート、 固定用ポール、マスク、アルコール手指消毒薬
清掃用	タオル、ペーパータオル、新聞紙（吐物処理用）、家庭用洗剤、次 亜塩素酸ナトリウム（ハイターなど）、カッパ、使い捨て手袋（ビ ニール袋も可）、ゴミ袋、バケツ、スプレー容器、
設備用	簡易トイレ（凝固剤式）、段ボールベッド（簡易ベッド）、パーティ ション
その他	ラップ、ポリ袋、レジ袋、ジップロック袋、蓋付きゴミ箱（足踏み 式）

### 2-1-3) 避難所の開設準備

避難者を受け入れる前に、次の事項について、避難所担当職員、施設管理者、避難所リーダーで取り決めをしておきます。また、従前の避難所開設に加えて、より重点的に感染症等対策を実施する必要があることを、避難所担当職員、施設管理者、避難所リーダーで共有します。

- ① 症状がある避難者のための個室などの確保
- ② 避難者の避難スペースの指定
- ③ 避難所の感染予防対策の準備状況の確認
- ④ 避難者の受入・健康チェックの方法
- ⑤ 避難者への感染症予防対策実施の周知・徹底

### 2-1-4) 感染症の症状がある避難者のための個室等の確保

- ① 症状がある避難者のための個室の確保
  - ア 咳や発熱、下痢等の症状を持つ方を確実に隔離できる空間を選定します。
  - イ 症状がある避難者は、原則、個室から出ないこととします。
  - ウ 症状がある避難者のための個室は、世帯単位で使用しますが、その場合、症状がない家族も、原則、個室から出ないこととします。
  - エ 個室の確保が難しければ、自立型テントや車中泊等の個室に準じたスペースの確保に努めます。
  - オ やむを得ず体育館や広い会議室などに症状がある避難者が滞在する場合は、パーティションなどの間仕切りを使用して独立した避難スペースを設けます。
  - カ パーティションなどが準備できない場合は、プラスチック素材（拭ける素材）を天井から床まで張り巡らすなどの工夫をします。
  - キ 定期的な換気のため、窓が、最低一箇所以上ある空間を確保します。
  - ク 症状がある避難者が滞在する場所や専用で使用する場所など資料2を参考にゾーニングし、テープや注意喚起で分かりやすく表記します。
  - ケ 飛沫予防策・接触予防策を徹底します。
- ② 症状がある避難者の専用のトイレなどの確保
  - ア 症状がある避難者専用のトイレなどを確保します。
  - イ 専用の水洗トイレや仮設トイレの確保ができない場合は、簡易トイレなどの使

用を検討します。

- ウ やむを得ず、他の避難者とトイレを共有する場合には、時間を決めて使用するほか、症状がある避難者が使用する場合には、他の避難者の利用を一時的に制限し、使用後は必ず消毒します。

#### 2-1-(5) 避難スペースの指定

##### ① 避難者の避難スペースの指定

- ア 各世帯の避難スペースを十分に確保し、世帯ごとに2メートル以上の間隔を開けます。
- イ パーティション（間仕切り、可能であればプラスチック等の拭ける素材）を追加で活用します。
- ウ 施設管理者と協議のうえ、教室なども積極的に利用します。
- エ 避難者の動線があまり交差しないようにします。
- オ 高齢者、妊産婦、乳幼児、基礎疾患を持つ方には、他の避難者への理解を求め、衛生資材等が十分にある、より広い空間や別室を提供します。
- カ 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かないようにします。

##### ② 開放する部屋の順序

- ア 「三密」（密閉・密集・密接）を防ぐため、従来は開放していない部屋も含め、事前に誘導の優先順位を決めます。
- イ 従来から使用している避難スペースは、健康チェックで問題がない避難者が使用します。
- ウ 高齢者や障がい者などの要配慮者が滞在する福祉避難室や医務室など、必要なスペースを確保します。
- エ 避難所内で確保できる個室の利用は、要配慮者や症状がある避難者を優先的に使用する旨を他の避難者に理解を求めます。

#### 2-1-(6) 避難者の受入・健康チェック

##### ① 避難者の受入の準備

- ア 避難所の三密（密閉・密集・密接）を防ぐため、安全な場所にいる人はその場へ留まること、避難所以外の安全な場所への避難に協力を求める掲示を行います。
- イ 避難所の出入りする人を確実に把握するため、避難所の入口を1箇所限定し

ます。

- ウ 避難所入口が混雑しないよう、受付や体温測定をする場所を出入り口の最も外側に設置する等の配慮をします。
- エ 受付を待つ列を作る場合には、2メートルの間隔をあげ、世帯等の代表者のみが並ぶようにします。

## ② 避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿の記入、健康チェックの実施

- ア 避難者は、体温測定をした上で、「避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿」様式3-1（感染症等対策用）と、「受付時健康等チェックシート」様式21（感染症等対策用）に記入します。
- イ 世帯などの代表者が「避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿」と「受付時健康状態チェックリスト」を受付で記入をします。
- ウ 避難者の体温測定は、「避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿」の記載の前に行うか、列に並んでいる間に行うなどの工夫を行い、体温測定の間が三密にならないようにします。

## ③ 「避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿」と「受付時健康状態チェックリスト」の確認

- ア 避難所担当職員等が「避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿」様式3-1（感染症等対策用）、「受付時健康状態チェックリスト」様式21（感染症等対策用）の記入の確認を行い、記入内容を基に、避難世帯の滞在区画の決定を行います。
- イ 「受付時健康状態チェックリスト」に基づき、該当する症状などが無い世帯などは、一般の避難スペースに案内します。
- ウ 「受付時健康状態チェックリスト」に基づき症状がある避難者やその世帯の方は、2-1-(7)に沿って対応します。
- エ 避難所で感染症が発生した場合に、濃厚接触者を確実に把握できるように、「避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿」には滞在区画（体育館、教室など）及び（避難者）組の割り振りを記入します。
- オ 「避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿」、「受付時健康状態チェックリスト」は、個人情報が含まれますので、紛失・盗難などが起こらないよう避難所担当職員等が管理を徹底します。

## ④ 災害対策本部への報告

避難所担当職員等が「避難所状況報告書（第報）」様式4（感染症等対策用）、「傷病者及び体調不良者名簿」様式23（感染症等対策用）を作成し、災害対策本

部に報告します。

## 2-1-(7) 症状がある者等が避難してきた場合の対応

避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿に登録し、健康チェックを行った際に、感染症を疑う発熱や咳などの症状があることが判明した場合は、避難者に医療機関の受診を勧めます。

医療機関を受診しない場合や、災害の状況により医療機関に行けない場合は、以下のように対応をし、避難所で受け入れます。

- ① 避難所以外に安全な過ごせる場所がないかを確認します
  - ア 水害等で自宅での垂直避難が可能な場合や地震による建物の倒壊の恐れがない場合は、自宅の中で安全な場所を確認します。
  - イ 親戚や友人、知人の家や建物等で、安全に過ごせる場所を確認します。
  
- ② 症状がある避難者専用の避難所があることを説明します
  - ア 症状がある避難者専用開放される避難所の開設状況（必ずしも開設されるとは限らない）を説明し、可能であれば当該避難所への移動に協力を求めます。
  - イ 災害発生後、屋外を移動することの安全が確保された場合には、症状がある避難者専用開放される避難所等への移動に協力を求めます。
  
- ③ 避難所内の個室又は個室に準じた場所に滞在するように求めます
  - ア 原則、避難所内の個室に滞在してもらうように協力を求めます。
  - イ 個室は、原則として症状がある避難者を含む世帯単位で使用しますが、状況に応じて症状がある避難者のみが使用することも可能とします。
  - ウ 個室が確保できない場合は、個室に準じた場所（テント、車中等）や避難所内の隔離スペースへの滞在を求めます。
  
- ④ 避難所に滞在する際の注意事項について以下の内容を説明します
  - ・ 常時、マスクを着用してください。
  - ・ 避難所では、原則、個室に滞在します。個室又は隔離スペースから出るのは、必要最低限にとどめてください。
  - ・ 居室の清掃、消毒は、避難者自身が実施してください。
  - ・ トイレ等を使用した後は、必ず消毒を実施してください。

⑤ 症状がある避難者等の体調管理を実施します

ア 症状がある避難者及びその世帯は、体調の自己管理を行います。

イ 避難所担当職員は、定期的に症状がある避難者等の健康チェックを行います。

ウ 症状が悪化した場合や支援が必要な場合には、避難所担当職員に早めに申し出るよう促します。

エ 症状がある避難者等への食事や物資の配布は、原則、避難所担当職員が行います。

**2-1-(8) 避難者の感染予防対策の周知・徹底**

① 避難者の受入時には、避難所で避難者が注意すべきことを、「避難所の感染予防対策について」**資料1**を活用し、周知を行います。

② 避難者の感染予防対策の実施に関するポスターなどを、避難所のよく見える位置（出入口、掲示板、通路、トイレ、手洗い場など）に掲示します。

※ **資料8-1**～**資料8-3**などを活用してください。

③ 避難者に周知・徹底する感染予防対策は以下のとおりです。

- ・ 避難所では、必ずマスクを着けましょう。
- ・ 避難所や各部屋に出入りする時は、手指消毒をしましょう。
- ・ こまめな手洗い、咳エチケットの実施を徹底しましょう。
- ・ 他の避難者との距離を十分に保ちましょう。
- ・ 体調がすぐれない方は、避難所担当職員に申し出てください。
- ・ 避難スペースの清掃消毒は各自で行いましょう。

**2-1-(9) 避難者の感染予防対策の実施**

避難所開設中は以下の感染予防対策を実施します。

- ・ こまめな手洗い、咳エチケットの徹底
- ・ 避難所でのマスクの着用
- ・ 避難スペースの清掃・消毒の実施
- ・ 共有スペース（トイレや手洗い場等）やよく触れる場所の清掃・消毒への協力

## 2-1-(10) 自宅療養者等が避難してきた場合

①自宅療養者、②濃厚接触者など医師や保健所から自宅待機を求められている者が避難してきた場合には、該当者に避難所等の施設の屋外で、他の避難者との接触がない場所で一時的に待機してもらい、災害対策本部に連絡をして指示を受けてください。

### ① 自宅療養者

新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自宅で療養する者。保健所の判断により、適切な感染防止の管理を行える場合には、自宅療養が行える者。

### ② 濃厚接触者

新型コロナウイルス感染症と診断された患者と接触があり、保健所が濃厚接触者として健康観察及び外出自粛を求めている者。

## 2 展開期～安定期

### 2-2-1) 避難所担当職員、施設管理者、避難所リーダーの健康チェック

- 避難所に従事している場合は、朝・夕の2回、必ず体温測定と健康チェックを行います。
- 体調不良の場合は、人員を交替し、代わりの人に業務をお願いします。

### 2-2-2) 避難所内の感染予防対策の実施

避難所開設中は、[2-1-9](#)を参考に、感染予防対策を継続して行います。

### 2-2-3) 避難者の状況把握、健康管理の実施

- ① 避難所に滞在している避難者の健康チェック  
「避難所収容記録簿」[様式3-2（感染症等対策用）](#)などに基づき避難者全員に、1日2回（朝・夕）の体温測定及び、「健康状態チェックシート」[様式22（感染症等対策用）](#)の記入を求めます。  
症状がある避難者等が発生した場合には、[2-2-4](#)に沿った対応を行います。
- ② 「避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿」等の管理
  - ア 「避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿」や「避難所収容記録簿」に変更があった場合の修正や、日々の「健康状態チェックシート」は、避難所運営委員会で管理を行います。
  - イ 「避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿」及び「避難所収容記録簿」と実際に避難している人数が一致するよう管理を行います。

## 2-2-(4) 避難者に症状が出た場合の対応

感染症を疑う何らかの症状がある避難者には、医療機関の受診を勧めます。避難者が軽症と考えられる、又は災害により医療機関に行けない状況等から、引き続き避難所で受け入れる場合には、[2-1-\(7\)](#)に沿った対応を行います。

また、軽症又は重症にかかわらず、感染症を疑う何らかの症状があり、医療機関を受診する場合には、以下のとおり対応を行います。

### ① 避難所滞在中に症状が悪化した場合の対応

ア 症状が悪化した場合には、施設管理者や避難所担当職員に申し出ます。

イ 命に関わるような緊急を要する症状がある場合には、災害対策本部を通じて、救急搬送を要請します。

○緊急性の高い症状 ※ご家族がご覧になって判断した場合

表情・外見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 顔色が明らかに悪い ※</li><li>・ 唇が紫色になっている</li><li>・ いつもと違う、様子がおかしい ※</li></ul>
息苦しさ等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 息が荒くなった（呼吸数が多くなった）</li><li>・ 急に息苦しくなった</li><li>・ 日常生活の中で少し動くと息があがる</li><li>・ 胸の痛みがある</li><li>・ 横になれない・座らないと息ができない</li><li>・ 肩で息をしている・ゼーゼーしている</li></ul>
意識障害等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ぼんやりしている（反応が弱い）※</li><li>・ もうろうとしている（返事がない）※</li><li>・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする</li></ul>

出典：新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について（R2.4.27 日付厚生労働省事務連絡）から一部抜粋

### ② 医療機関を受診する場合

ア 感染症を疑う何らかの症状があり、避難所に滞在していた者が医療機関を受診する場合は、避難所担当職員を通じて災害対策本部に連絡します。

イ 該当する避難者が滞在していた避難スペース、共有スペースの清掃と消毒を徹底するほか、災害対策本部の指示に従い対応します。

ウ 避難者などが医療機関を受診した結果は、避難者から避難所担当職員に報告をし、避難所担当職員を通じて災害対策本部に連絡します。

- ③ 避難者に新型コロナウイルス感染症を疑う事例が発生した場合  
避難者から、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると診断されたと報告を受けた場合は、災害対策本部に直ちに報告し、指示に従います。

#### 2-2-(5) 避難スペースの見直し

- ① 三密（密閉・密集・密接）を避けるため、世帯ごとの避難スペースが十分確保できるよう避難人数の増減に応じて避難スペースの見直しを行います。
- ② 可能な限り多くの避難スペースや個室を確保できるよう施設管理者に協力を求めます。
- ③ 症状がある避難者と他の避難者が接触する機会を限りなく減らす工夫をします。

#### 2-2-(6) ボランティア等の受入れ、対応

- ① 避難所外からの感染症の持ち込みによる避難所での感染症の発生を防ぐため、避難者以外の人への出入りは最小限にとどめる必要があります。
- ② 報道機関などの避難者と直接関係がない者等の避難所への出入りは、感染症拡大防止の視点から原則お断りをするを出入り口等に明記します。
- ③ ボランティア等の受入れ時には、体温測定と健康チェックを行い、必要最小限の人数に留めます。
- ④ 避難所内でのボランティア活動は、日替わりのボランティアではなく、一定期間続けて支援を得られる方を優先します。

#### 2-2-(7) 災害対策本部への報告

- ① 定時の「避難所状況報告書（第 報）」様式4（感染症等対策用）に合わせて、必要に応じて「傷病者及び体調不良者名簿」様式23（感染症等対策用）を作成し、災害対策本部に報告します。
- ② 避難所の感染予防対策のための資材が不足する場合には、災害対策本部に物資の要請を行います。
- ③ 症状がある避難者が多く発生している場合（中規模・大規模の避難所であれば10名以上、小規模であれば半数以上又は10名以上）は、災害対策本部へ速やかに

報告し、支援を求めます。

## 2-2-(8) 退所者への対応

- ① 避難所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合や、退所者への緊急の連絡が必要になった場合に備えて、「避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿」様式3-1（感染症等対策用）に、退所先、退所後の連絡先を確実に記載します。
- ② 避難所を退所した方が感染症を発症した場合に早期対応を行うため、退所から2週間は、自己管理による体温測定及び健康観察を求めます。
- ③ 健康観察は、「健康状態チェックシート」様式22（感染症等対策用）を参考に実施するよう説明します。
- ④ 退所後、発熱や体調不良などがある場合には、早めの医療機関の受診を勧めます。
- ⑤ 医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、保健所の担当者に避難所に避難していたことを報告するよう説明します。

### 3 撤収期

#### 2-3-(1) 避難所の閉鎖の準備

- ① 避難所生活が長引くことは、感染症を含めた二次的健康被害のリスクが高まるため、ライフラインの復旧状況等をみながら早期の避難所閉鎖を目指します。
- ② 避難者の減少等に伴い、可能な限り個室の使用や世帯当たりの避難スペースを広げる等の三密を避ける取り組みを継続します。
- ③ 災害等により住居を失った避難者などの退所後の生活の場の確保を図るため、災害対策本部と協議調整を図ります。

#### 2-3-(2) 避難所の清掃・消毒の実施

- ① 避難者が使用した場所の清掃・消毒を実施します。  
(避難スペース、共有スペース、その他使用した部屋、トイレ、手洗い場など)
- ② 施設の清掃・消毒は、避難者を中心に関係者が協力して実施します。
- ③ 清掃、消毒の方法は、[資料3](#)、[資料4](#)、[資料5](#)等を参考にしてください。

#### 2-3-(3) 施設管理者、避難所担当職員の健康観察

- ① 施設管理者、避難所担当職員等は、避難所閉鎖から2週間、朝・夕の2回の体温測定及び自身の健康観察を行う必要があります。
- ② 健康観察は、「健康状態チェックシート」[様式22（感染症等対策用）](#)を参考に実施します。
- ③ 発熱や体調不良などがある場合には、早めに医療機関を受診します。
- ④ 発熱や体調不良などで医療機関を受診する場合は、あらかじめ災害対策本部に連絡し、受診後は結果を報告します。

#### 2-3-(4) 避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿、健康チェックシートの管理

避難所担当職員は、避難所管理に使用した記録、台帳、「避難者（在宅避難者・車中泊者）名簿」[様式3-1（感染症等対策用）](#)、「避難所収容記録簿」[様式3-2（感染症等対策用）](#)、「健康状態チェックシート」[様式22（感染症等対策用）](#)等を災害対策本部に引き継ぎます。

## 第2部 感染症等対策専用避難所の運営

### 第1章 総則

#### 1 マニュアルの目的

このマニュアルは、感染症を疑う何らかの症状がある避難者を一般の避難所で受入れることが困難になった場合に、感染症を疑う何らかの症状がある避難者専用の避難所を開設することで、受入れ体制を強化すること及び感染症防止対策を示すことで感染リスクが低減された避難所の運営を目的としています。

なお、感染症を疑う何らかの症状がある避難者専用の避難所においても、実施すべき業務は一般の避難所と基本的に変わりはないが、一般の避難者よりも特に配慮すべき業務を次に掲げます。

### 第2章 実施すべき業務

#### 3-1-1 人材の確保

- ① 感染症を疑う何らかの症状がある避難者は、一般の避難者とは配慮が異なるため、避難所担当職員に町保健師を1名配置します。
- ② 行政保健師だけでなく、地域の病院・診療所の看護師等に研修を受けていただけるよう要望し、有事には避難所での公衆衛生活動を依頼できるような体制づくりに努めます。
- ③ 避難者の健康状態を確認するため、地域の病院・診療所の医師等に協力を依頼できるよう、事前準備に努めます。

#### 3-1-2 避難スペースの確保

- ① 専用スペースは可能な限り個室とし、専用のトイレを用意するよう努めます。
- ② 同じ兆候・症状がある人々を同室にすることについては、感染症を想定した場合には、望ましくないが、やむを得ず同室にする場合は、パーティションやテントで区切るなどの工夫をします。
- ③ トイレや手洗い場集合スペースへの動線を明確にし、避難者同士のすれ違いを避けます。
- ④ 家族間の距離1m以上、ベッド間2m以上、ベッドの高さ35~37cm以上の確

保を目安とします。

- ⑤ 食事や物品の受け渡しも、設置台を利用し、スタッフとの直接接触を避け、食事は個別に配膳し、食事場所は互いに向き合わないよう椅子を配置し、対面しないレイアウトになるよう工夫します。

### 3-1-(3) 換気の実施

- ① 避難所2方向の窓・ドアを開けて空気の流れを作り、30分に1回以上、数分間窓を全開にするよう努めます。
- ② 避難スペースごとにウイルスを除去する空気清浄機を設置し、十分な換気を実施します。

### 3-1-(4) 衛生環境の確保

- ① 手指衛生や咳エチケット等、基本的な感染予防対策を徹底します。
- ② 床や壁などを含む大掛かりかつ広範囲の消毒は不要です。
- ③ 避難所担当職員等のスタッフの担当をブロックで分け、担当外の接触は避けます。
- ④ 避難者との連絡は電話やSNSを活用し、避難所運営本部への往来は極力減らすよう工夫します。

### 3-1-(5) 感染が疑われる避難者の対応

- ① 感染が疑われる避難者については、原則、医療機関への受診を案内し、夜間等のやむを得ない場合に限り、避難所へ受入れます。
- ② 対応・診療体制については、医師や医療機関、健康福祉課と事前に協議します。
- ③ 感染症が確定もしくは疑われる避難者周辺の高頻度接触環境表面や、皮膚に直接接触した機材（体温計等）は、消毒剤含浸クロスを用いて清拭消毒します。
- ④ 感染が疑われる避難者の対応や、環境消毒を行う避難所運営スタッフはPPE（個人防護具）をできるだけ着用します。（事前に着脱の技術訓練を行うこと）

### 3-1-(6) 避難者が感染症を発症した場合の対応

- ① 感染症を発症した避難者の対応については、地域安全課及び健康福祉課と十分に連携の上で、適切な対応を検討します。
- ② 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難

所に滞在することは適当ではないことに留意します。

- ③ 重症もしくは高齢者・基礎疾患を有する避難者は、原則、医療機関への入院となります。
- ④ 発災時の医療機関の病床不足のため、軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合は、敷地内の別の建物とする。同一建物の場合は、動線を分け、専用スペース、専用トイレを確保します。
- ⑤ 感染症に対する偏見や差別を阻止するため、個人情報管理は徹底し、倫理的・人道的観点からの配慮や対応に留意します。

<b>3-1-(7) 消毒及び除染作業</b>
-------------------------

- ① 避難者が退所した後は、手指、物及び空間の消毒及び除染作業を実施し、感染症等対策に努めます。